

# 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本業務は、天理市の地域資源を活かし、市外のアクティブシニアの移住・定住ニーズを踏まえた天理市ならではの生涯活躍のまちのあり方を検討するため、必要となる基礎調査やニーズ調査、課題の整理を行い、天理市における生涯活躍のまちの展開の可能性を検討することを目的として、可能性調査に係る業務を委託するものです。

本市では、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者を選定する必要があると考え、公募型プロポーザル方式を採用するものとします。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務

### (2) 履行期限

平成30年3月23日（金）まで

### (3) 業務委託費上限額

5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

### (4) 業務内容

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務仕様書のとおり。

## 3. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。ただし、複数の法人の連合体での参加はできません。

プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(5)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書（様式1）を提出しなければなりません。また、6.に掲げる提出期限内に参加表明書及び資料の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加表明書提出日から最優秀企画提案者等の選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこ

と。

(3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。

#### 4. 配布資料

配布資料は以下のとおりであり、天理市公式ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務仕様書
- (3) 天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 天理市人口ビジョン

#### 5. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	平成29年12月13日（水） ※天理市公式ホームページ上で公開する。
参加表明書の提出期間	平成29年12月13日（水）から 平成29年12月19日（火）17時まで
質問受付期間 （質問は参加表明書を提出した者に限る。）	平成29年12月20日（水）から 平成29年12月26日（火）17時まで ※天理市公式ホームページ上で平成30年1月9日（火）までに回答します。
企画提案書等の提出期間	平成29年12月20日（水）から 平成30年1月12日（金）17時まで
選定委員会（書類及びヒアリング審査）	平成30年1月中旬～下旬
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、すべての事業者に対して通知します。

## 6. 参加表明書の提出

### (1) 提出期間

平成29年12月13日（水）から平成29年12月19日（火）17時まで

### (2) 提出方法

提出は、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出してください。

### (3) 提出先

「12. 担当部局」へ提出してください。

### (4) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1） 1部
  - ② 事業者概要（様式2） 1部
  - ③ 役員名簿（様式3） 1部
  - ④ 商業登記簿謄本（法人の登録事項証明書） 1部
  - ⑤ 印鑑証明書 1部
  - ⑥ 本実施要領の公表日以降に発行された次の税目に係る納税証明書 各1部
    - ア 法人税
    - イ 消費税及び地方消費税
    - ウ 法人道府県民税
    - エ 法人事業税・地方法人特別税
    - オ 法人市町村民税
- ※年度を特定する必要のある場合は、直近1年度分
- ⑦ 会社の概要がわかるパンフレット等 9部

## 7. 質問受付及び回答

### (1) 受付期間

平成29年12月20日（水）から平成29年12月26日（火）17時まで

### (2) 受付方法

質問書は、文書（様式自由）にて電子メールで「12. 担当部局」へ提出してください。件名は「天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務：●●」（●●は提出法人名）として下さい。なお、質問は「6. 参加表明書の提出」に掲げる参加表明書を提出した者によるもののみ受け付けるものとします。

※ 送信後は必ず送信された旨の電話連絡をお願いします（土、日、祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

### (3) 回答方法

提出された質問に対する回答を、平成30年1月9日（火）までに天理市公式ホ

ホームページに掲載します（回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しません。）。なお、回答に対する再度の質問には回答いたしません。

## 8. 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

平成29年12月20日（水）から平成30年1月12日（金）17時まで

### (2) 提出方法

提出は、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出してください。

### (3) 提出先

「12. 担当部局」へ提出すること。

### (4) 提出書類

	書類名	様式等
①	企画提案提出届	様式4
②	官公庁における同種・類似業務の実績	様式5
③	実務実施体制	様式6
④	企画提案書	任意様式
⑤	作業工程表	任意様式
⑥	業務委託参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。）	任意様式

※文字数や文字サイズ等の書式は指定しませんが、言語は日本語で作成してください。

※書類の体裁は、用紙A4版片面印刷でお願いします。

※①～⑥の提出書類は、それぞれインデックスを付してファイルに綴じてください。

ホッチキス留めはしないでください。

### (5) 提出部数

正本1部 副本8部

## 9. 選定方法及び評価基準

### (1) 選定方法

#### ① 選定委員会等

公募型プロポーザル方式とし、別に定める天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者及び優秀提案者の選定を行います。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとしますが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとします。

最優秀提案者等の選定に向けて、選定委員会を2回開催することとし、第1回

選定委員会では事業者からの参加表明書が出そろった段階で選定委員に対して、参加表明書の提出状況、評価基準及び採点方法等の説明を行います。

そして、第2回選定委員会では、企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを実施した上で、別紙「天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務評価項目基準表」に基づいて、提出された企画提案書等について評価及び採点して、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

選定結果は、第2回選定委員会終了後速やかに企画提案書を提出した事業者すべてに通知します。

## ② プレゼンテーションについて

第2回選定委員会におけるプレゼンテーションは以下の要領で実施します。

- ア 各社出席者は3名以内として、業務責任者は必ず出席してください。
- イ 説明時間は、1社あたり40分以内とします（提案者のプレゼンテーション20分、質疑応答20分を目安とします。）。
- ウ パソコン等を用いる場合、スクリーンは事務局で準備しますが、それ以外（パソコン、プロジェクター、レーザーポインター等）はご持参ください。
- エ 開催日時等は該当者に別途通知します。
- オ 提出済みの企画提案内容の範囲内で、プレゼンテーション時の説明用資料を認めますが、前日（休日等を挟む場合は直近の平日）までに「12. 担当部局」に説明用資料のデータをメールにて送付してください。そして、プレゼンテーション当日は、提案者で配布資料（正本：1部、副本：8部）を準備してください。配布資料の体裁等は、企画提案書等に準じます。

## (2) 評価基準

別紙「天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務 評価項目基準表」のとおりです。

## (3) 選定結果の公表

- ① 選定委員会は非公開とします。
- ② 選定委員名は、選定終了後に公表します。
- ③ 天理市ホームページにて、選定結果及び最優秀提案者の企画提案書を公表します。その際、最優秀提案者に対して企画提案書の電子データの提供に協力いただきますのでご了承ください。

## 10. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

### (1) 業務委託費上限額を超える場合

- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- (5) 選定の透明性・公平性を害する行為があった場合

#### 1 1. その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (2) 本件に参加するために要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。また、提出された提案書等は返却しません。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開します。
- (5) 参加者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属しますが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
- (6) 市は、参加者からの提案に拘束を受けません。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知します。
- (7) 本業務の具体的な業務の実施については、委託契約締結後に企画提案書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をした上で行うこととなります。

#### 1 2. 担当部局（問合せ先）

天理市市長公室総合政策課行政経営係（担当：三喜田 桑原）  
所在地：〒620-8555 奈良県天理市川原城町605  
電話：0743-63-1001 内線466・465  
ファックス：0743-62-5016  
電子メール：gyouseikeiei@city.tenri.lg.jp

（了）